

様式第2号（政務活動実施報告書）

26年 5月 7日

井原市議会議長

宮地 俊則様

井原市議会議員 坊野 公治

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成26年4月21日（月）～22日（火）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	東京都千代田区神田小川町2-1-7 日本地所第7ビル あすか会議室
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	地方議会議員セミナーin 東京 「議員の身分・議員の地位」 「委員会の運営」
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	市町村アカデミー客員教授 大塚 康男氏
5. 活動内容	1 議員の発言 1) 発言の時期・方法 議員の発言の自由は最大限に尊重されなければならない。 議員に認められている発言は、質疑、一般質問、動議、提案理由である。 2) 発言の内容・範囲 他の議員や理事者に対する名誉棄損に当たる発言は刑事責任に当たる。 3) 発言の制限・取消等 取消とは内容の変更であり、本会議の了承が必要。 訂正とは言い間違いであり、議長の了承が必要。

取消・訂正は議会開会中にしかできない。理事者側はできない。

2 懲罰

1) 懲罰動議の提出者

① 一般の議員 定数の 8 分の発議で懲罰動議を発議できる。

② 侮辱を受けた議員 一人でも可能

③ 議長 欠席議員の懲罰のみ（正当な理由なく欠席した場合）他の事項は仮に規則等で定めても不可。

正当な理由とは、病気・災害・拘束された場合。

2) 懲罰の対象となる行為

① 人的限界 現職の議員のみ

② 場所的限界 本会議場、委員会室、全協室、事務局、控室は入らない。例外は委員派遣の場所、閉会中の継続審査、秘密会の内容を市民に話した場合。

③ 時間的限界 登院停止は会期の残期間でしかできない。議会は即日起算。

3) 懲罰の種類

① 公開議場における戒告（議長が戒告文を朗読する）

② 公開議場における陳謝（当該議員が陳謝文を朗読する）

③ 一定期間の出席停止 定数の過半数

④ 除名 2/3 出席の 3/4 の特別多数議決が必要

4) 懲罰の手続き

特別委員会を立ち上げなければならない。委員会の省略はできない。

3 除斥

1) 除斥の意義

議会における審議の公正を期するため、審議事件と一定の利害関係を有する議員は、当該事件の審議に参加することができない。条例案・契約事案が対象となり、予算に関しては除斥はない。

2) 除斥事由

	① 自己・配偶者・二親等内の血族（父母・祖父母・子・孫・兄弟姉妹）に関する一身上に関する事件。 直径血族の二親等（奥さんの方は入らない） ② 同上の従事する業務に直接の利害関係のある事件 「直接の利害関係」とは a. 当該利害の性質⇒営利団体、公益法人等の非営利団も含む。 b 当該業務に従事している者が支配力を行使し得る立場にあること。 4 議員立法 1) 憲法 94 条⇒自治法 14 条 2) 条例制定権の限界⇒2 つの側面で検討する。 ① 法的限界（法令に違反しない範囲）⇒違反すれば無効 ・法令とは法律・政令・省令・議員規則・裁判所規則 ・法段階説⇒憲法・条約・法律・命令（政令・省令）・規則（議員規則・裁判所規則）・条例・規則の順で高位置に違反する場合は無効となる。 1 委員会の運営 1) 地方議会は本会議中心主義 2) 委員会の性格 ① 議会から負託された事案の審査 ② 所管事項の調査 本会議の事前審査機関であり、専門性と技術性を持つ。 対外的な効力はなく、本会議の判断資料の提出が役割。 3) 委員会の種類 常任委員会 議案審査、請願陳情の審査、所管事項の調査、 条例案の提出 特別委員会 設置理由①2 個以上の委員会にまたがるとき、②案件が重要な時、③100 条委員会、懲罰委員会
--	---

	議決したら役割終了。改選で終了 議会運営委員会 議会運営にかかわること、会議規則、委員会に関する条例、議長の諮問機関 4) 委員会の運営 委員長報告に対しての質問は、委員会での審議内容の質疑のみ。修正については、修正案を本会議に提出しその可否を問う。委員外議員の質問は各委員の発言後に行う。時間、回数は委員長が決めることができる。 2. 再議 1) 議長と首長との関係⇒調整機能として ① 長の不信任と議会の解散 ② 専決処分 ③ 再議 2) 再議とは、議会の議決に対して長が違法等と認めて意義を述べ再考を求める行為。 3) 一般的拒否権（任意的拒否権・再議権） ① 条例の制定・改廃・予算等について長に異議があるときは議長から送付を受けた日から 10 日以内に理由を付して再議に付することができる。 ② 再議の対象は、条例の制定・改廃、予算及び議決事件（総合計画等）に限定される。 ③ 再議の対象は ア 議員提案の条例 イ 長の提出した条例が修正された場合 ウ 長の提出した予算が修正された場合 ④ 否決は非該当 ⑤ 再議の時期は、条例、予算等の執行前でなければならない。 ⑥ 再議の効果 予算、条例は出席議員の 2/3 の議決が必要。それ以外は 1/2 議決。
--	--

3 一時不再議の原則

1) 一時不再議の原則の内容

- ① 同一会議中に議決された事件について再度議決しないこと
- ② 絶対的な原則ではない
- ③ 「一時」の認定は、議長が、または議長が議会運営委員会に諮問して決定する。
- ④ 認定の基準
 - ア 同一会議中であること
 - イ 同一ないようであること
 - ウ 撤回の場合は、再度提出は可能
 - エ 形式が異なれば提出は可能
 - オ 一時不再議の原則に違反した場合の効力は、当然無効ではなく、違法議決として再議に付することになる。

2) 一時不再議の原則の例外

- ① 事情変更の原則
- ② 長の再議
- ③ 委員会への再付託

総評

議員の身分・議員の地位に関しては、懲罰に関しては知らないことがほとんどで、勉強になった。除斥、兼業の禁止については、前にも説明を受けたが、議員発議として行わなければならないが、疑わしきは自ら身を引くべきであると考えている。

委員会に関しては、再議に関してはほとんど知らなかったのが参考になった。一時不再議に関しても、委員会運営として知っておかなければならないことである。

議員としてスキルアップにはいい研修であったと思う。

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

様式第2号（政務活動実施報告書）

26 年 5 月 7 日

井原市議会議長

宮地 俊則様

井原市議会議員 簗戸 利昭

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	平成 26 年 4 月 21 日（月）～22 日（火）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	東京都千代田区神田小川町 2-1-7 日本地所第 7 ビル あすか会議室
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	地方議会議員セミナー in 東京 「議員の身分・議員の地位」 「委員会の運営」
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	市町村アカデミー客員教授 大塚 康男氏
5. 活 動 内 容	別紙のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

1、議員の発言

- (1) 発言の時期・方法
一般質問、質疑、動議
- (2) 発言の内容・範囲
議長、委員長の指名による
事前に通告する
質の高い質問
- (3) 発言の制限・取り消し等
訂正（言い間違い）→議長の了承でよい
内容の変更→本会議です。（会期中に変更しないと、議事録に残る。）

2、懲罰

- (1) 懲罰動議の提出者
 - ①一般の議員⇒定数の8分の1以上の発議で懲罰動議を発議できる。
 - ②侮辱を受けた議員⇒一人でも可能
 - ③議長⇒欠席議員の懲罰のみ（正当な理由なく欠席した場合）
他の事項は仮に規則等で定めても不可
正当な理由とは、病気・災害・拘束された場合
- (2) 懲罰の対象となる行為
 - ①人的限界⇒現職議員だけ
 - ②場所的限界⇒本会議場、委員会
例外的⇒委員派遣
 - ③時間的限界⇒閉会中の委員会
秘密会の情報を市民に話した場合
 - ④事項的限界
- (3) 懲罰の種類
 - ①公開議場における戒告（議長が戒告文を朗読する）
懲罰動議⇒特別委員会⇒本会議
 - ②公開議場における陳謝（当該議員が陳謝文を朗読する）
 - ③一定期間の出席停止
即日起算主義（議会）
翌日起算主義（民間）
事件から3日以内に動議をかける
計る順
 - ①除名（議会の3分の2以上）議決されたら即
 - ②出席停止（議会の過半数）
 - ③陳謝
 - ④戒告

3、除斥

- (1) 除斥の意義
議会における審議の公正を期するため、審議事件と一定の利害関係を有する議員は、当該事件の審議に参加することができないことを除斥といいます。
- (2) 除斥が生じる場合及び対象者
- (3) 除斥事由

①自己・配偶者・二親等以内の血族（父母・祖父母・子・孫・兄弟姉妹）に関する一身上に関する事件

②自己・配偶者・二親等以内の血族（父母・祖父母・子・孫・兄弟姉妹）の従事する業務に直接の利害関係にある事件

「直接の利害関係」とは3つの基準で判断する。

a 当該利害の性質⇒ 営利団体、公益法人等の非営利団体も含む。

b 当該業務に従事している者が行使し得る立場にあること。

c a+bに該当する部分が主要な部分を占めること

4、議員立法

(1) 憲法 94 条 ⇒ 自治法 14 条

(2) 条例制定権の限界 ⇒ 2つの側面で検討する。

①法的限界（法令に違反しない範囲）⇒ 違反すれば無効

・法令とは法律・政令・省令。議院規則・裁判所規則等

・法段階説 ⇒ 憲法・条約・法律・命令（政令・省令）・規則（議院規則・裁判所規則）・条例・規則の順で高位置に違反する場合は無効となる。

{条例の内容として二通り}

ア 福祉・サービス内容 ⇒ 法令との抵触はない。

イ 規制内容 ⇒ 法令との抵触が問題となる。

I 国の未規制領域 ⇒ 条例の制定可能

II 国の法令の明文に抵触 ⇒ 条例の制定はできない。

III 法令と同一事項について異なる目的の規制 ⇒ 条例の制定可能

IV 法令と同一事項について国が対象外としている事項（横だし条例）⇒ 条例の制定可能

V 法令と同一事項について法令よりも高い規制（上乗せ条例）

㊦ 国の法令が全国一律の規制を課す場合

（最大限規制立法）⇒ 条例の制定はできない

㊧ 国の政令が最小限のナショナルミニマム

（最小限規制立法）⇒ 条例の制定可能

②事項別限界

条例の内容は自治事務+法定受託事務

1・委員会の運営

(1) 地方議会は、本会議中心主義

本会議 ⇒ 条例案内容を精査
所管事項の調査

(2) 委員会の性格

○常任委員会 → 権限 → ① 議案審査 ② 請願陳情審査

③ 所管事務調査 ④ 条例案の提出

(3) 委員会の種類 ○特別委員会 → ① 所管事項がまたがる（予算・決算委員会）

② 重要な案件

③ 百条委員会、懲罰委員会

(4) 議会運営の流れ

平成3年に法制化

- 専権事項
- ① 議会規則
 - ② 委員会条例
 - ③ 議長の諮問機関

(5) 委員会の運営

委員会で修正した場合 → 特別に再度執行部に聞くことができる。

(6) 委員会の除斥

緊急の場合

(7) 委員長・副委員長

委員長報告 → 委員長報告を計る

修正案 → 修正案を計る

(8) 委員会の会議録

要点筆記

2、再議

(1) 議会と長との関係 ⇒ 調整機能として

- ① 長の不信任と議会の解散
- ② 専決処分
- ③ 再議

(2) 再議とは議会の議決に対して長が違法等と認めて異議を述べ再考を求める行為

(3) 一般的拒否権（任意的拒否権・再議権）

- ① 条例の制定・改廃、予算等について町に異議ある時は議長から送付を受けた日から10日以内に理由を付して再議に付することができる。
- ② 再議の対象は、条例の制定・改廃、予算及び議決事件（総合計画等）に限定される。
- ③ 再議の対象は、
 - ㊦ 議員提案の条例
 - ㊧ 長の提出した条例が修正された場合
 - ㊨ 長の提出した予算が修正された場合（3分の2以上の議決）（3分の2以下は廃案）
（総合計画等は過半数）
- ④ 否決は非該当
- ⑤ 再議の時期は、条例、予算等の執行前でなければならない。

(4) 特別的拒否権

一般的拒否権と特別的拒否権が競合したときは、後者が優先する。

- ① 違法議決 ⇒ 市長が認定 ⇒ 議会が過半数議決で再度議決した場合 ⇒ 長は知事に21日以内に審査請求
⇒ 裁定 ⇒ 裁定に不服な議会又は長は裁判所に出訴（機関訴訟）

3、一事不再議の原則

(1) 一事不再議の原則の内容

- ① 同一会議中に一度議決された事件について再度議決しないこと

- ② 絶対的な原則ではない
- ③ 「一事」の認定は、議長が、または議長が議会運営委員会に諮問して決定する
- ④ 認定の基準
 - ㊦ 同一会議中であること
 - ㊧ 同一内容であること
 - ㊨ 撤回の場合は、再度提出可能
 - ㊩ 形式が異なれば提出可能
 - ㊪ 一事不再議の原則に違反した場合の効力は、当然無効ではなく、違法議決として再議に付することになる。